

## 学校経営のポイント

### “通学途中”における児童・生徒の安全管理

若井 彌一

新しい学年度がスタートを切った。どの段階の学校（学校教育法第1条）でも、新入生を迎えて、なんとなく賑やかな感じになる。

新入生を迎えて、新入生に対してはもちろんのこと、また、在学（在学）生に対しても、徹底を期したいことがある。それは、通学途中における児童・生徒の安全管理である。

#### “通学途中”は「学校の管理下」

通学（いわゆる登・下校）が、学校の正規の教育活動に含まれていないことは学校教職員の常識に属することで、解説は無用である。しかし、学校の正規の教育活動に含まれないことだからといって、“通学のことについては学校はノータッチ”というわけにはいかない。

まず、確認しておきたいのは、通学は、日本体育・学校健康センター法（以下、「センター法」と略称）に基づいて行われる学校災害共済給付の対象とされるための条件である「学校の管理下」に含まれるということである。

すなわち、センター法施行令では、次の場合を「学校の管理下」としているのである（第7条第2項）。

児童又は生徒が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき。

児童又は生徒が学校の教育計画に基づいて行われる課外活動を受けているとき。

前二号に掲げる場合のほか、児童又は生徒が休憩時間中に学校にあるとき、その他校長の指示又は承認に基づいて学校にあるとき。

児童又は生徒が通常の経路及び方法により通学するとき。

前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合。

災害共済給付の対象になるからといって、事故等が発生してもかまわないという発想は許されない。事故等は、防止できるものであれば可能な限り防止したい。

「学校の管理下」に含まれるのは、「通常の経路及び方法」により通学するときであるから、この点は、学校で正確に文書で確認しておく必要がある。事故等が発生してからというのでは、いかにも不徹底である。

#### 発達段階に即した“事故防止の指導と支援”

しかし、通学途中の安全管理を徹底するといっても、学校の教職員がすべての児童・生徒の通学に直接つきそうことは不可能である。したがって、児童・生徒に対して、通学中の事故発生の危険性が、とくに都市部の交通量の多い地域では高いことを繰り返し指導し、自覚を促すとともに、保護者にも年度始めにはぜひ呼びかけをし、保護者から児童・生徒への指導の徹底を図るようにしたい。

事故が発生したら、学校におけるふだんの指導はどうなっているのか、が必ず問われる昨今である。備えに万全を期したい。

（わかい・やいち = 上越教育大学教授）

#### ■お知らせとお願い■

- …本紙「教職研修資料」は、購読料は必要ありません。本紙が不要の場合は、無料FAX 0120-462-488にてご連絡ください。以後の配信はいたしません。
- …配信先変更等の場合は、①宛先②旧FAX番号③新FAX番号をご明記くださるようお願いいたします。
- …バックナンバーの配信はいたしておりません。バックナンバーは、小社ホームページをご覧ください。

本紙はホームページでも閲覧できます  
<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>

好評発売中！ 10年間の審議会重要答申・統計資料・新法令・通知通達等を整理収録！ 教育開発研究所・刊

創刊30周年記念増刊『教職研修 '02 情報版』菱村幸彦監修

各学校・教委に1冊常備の資料大全 【資料CD ROM】添付 4月増刊・B5判300頁・定価2,730円

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）